

## 群馬県新型インフルエンザ等感染症等患者入院医療機関設備整備事業補助金交付要綱

### (交付の趣旨)

第1 県は、新型インフルエンザ等感染症等患者の入院医療を提供する医療機関（以下「新型インフルエンザ等感染症等患者入院医療機関」という。）の施設整備事業に係る経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2 この補助金は、新型インフルエンザ等感染症等患者入院医療機関において、新型インフルエンザ等感染症等発生時に、入院患者に対する医療を提供する中で医療資器材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくなることに対応するため、必要な医療資器材についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図ることを目的とする。

### (交付の対象)

第3 この補助金は、国の通知「平成20年度新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業の実施について（平成20年10月16日付け健発第1016005号）による新型インフルエンザ等感染症等患者入院医療機関の設置者が行う次の医療資器材を整備する事業を対象とする。

#### 医療資器材

- (1) 人工呼吸器及び付帯する備品
- (2) 個人防護具  
(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)
- (3) 簡易陰圧装置
- (4) 簡易ベッド

### (交付額の算定)

第4 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除下額とを比較して少ない方の額を交付額とし、1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

### (交付の条件)

第5 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を中止又は廃止する場合には、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、すみやかに知事に報告しその指示を受けなければならない。
- (3) この事業により取得した価格が単価30万円以上の機械器具等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 事業により取得した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類の作成及び保管にあたっては、次によらなければならない。  
事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5カ年保管しておくなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式3によりすみやかに知事に報告しなければならない。  
なお、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (9) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

#### (交付申請)

第6 この補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（別紙様式1）に関係書類を添えて別に知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

#### (交付決定)

第7 知事は、前条の交付の申請に基づき、当該申請に係る書類の審査等により、この補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定をするものとする。

#### (交付対象事業の着手)

第8 交付対象事業の着手は、原則として、補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、補助金交付決定前に着手（以下「交付決定前着手」という。）することができるものとする。

2 補助事業者は、前項の交付決定前着手を行う必要がある場合は、補助金交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で、交付決定前着手届（別紙様式4）をあらかじめ提出するものとする。

#### (実績報告)

第9 事業に係る事業実績報告は、事業が完了した日から1か月以内又は翌年度の4月8日のいずれか早い日までに事業実績報告書（別紙様式2）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

第10 知事は、前条の報告を受けたときは、関係書類の審査、現地調査等により、当該報告に係る補助事業の実施結果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該額を交付するものとする。

#### (雑則)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年12月 4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 2月 25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 7月 20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年 7月 26日に施行し、令和4年 4月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年 8月 23日に施行し、令和5年 5月 8日から適用する。

## 別表

群馬県新型コロナウイルス等感染症等患者入院医療機関設備整備事業補助金交付額算定表

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
新型インフルエンザ等感染症等患者入院医療機関設備整備事業	設備費	次により算定された額の合計額  (1) 人工呼吸器及び付帯する備品  2,221,000 円× 群馬県知事が必要と認めた台数  (2) 個人防護具  3,600 円× 群馬県知事が必要と認めた人数分  (3) 簡易陰圧装置  4,320,000 円× 群馬県知事が必要と認めた台数  (4) 簡易ベッド  51,400 円× 群馬県知事が必要と認めた台数	新型インフルエンザ等感染症等患者入院医療機関の設備を購入するために必要な設備購入費